

議案第三十七号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例  
 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和五十三年杉並区条例第四十号）の  
 一部を次のように改正する。

別表第二（一）中

料理室	
二十人以上使用	二十人以下使用
五、二〇〇円	三、七〇〇円
八、七〇〇円	六、一〇〇円
六、五〇〇円	四、五〇〇円

を

展示室（集会使用）	料理室	
	二十人以上使用	二十人以下使用
二、九〇〇円	五、二〇〇円	三、七〇〇円
	八、七〇〇円	六、一〇〇円
	六、五〇〇円	四、五〇〇円

に改め、同

表(一)の付記1中「体育室を集会使用する」を「展示室(展示使用に限る。以下この項において同じ。)若しくは体育室(集会使用に限る。)を使用する場合又は使用者が許可を受けて展示室で物品等を販売する」に改め、同表(一)の付記2中「超過して使用する場合」の下に「(展示室の展示使用の場合を除く。)」を加え、同表(一)の付記4中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(月曜日及び第三土曜日に当たる日並びにこどもの日を除く。)」を「同児童館の休館日」に改め、同表(一)の付記4を同表(一)の付記5とし、同表(一)の付記3の次に次のように加える。

4 杉並区立荻窪地域区民センターの展示室を展示使用する場合の使用料の額は、全日(午前九時から午後九時まで)六、三〇〇円とする。

別表第二(二)の付記2中「祝日法に規定する休日(月曜日及び第三土曜日に当たる日並びにこどもの日を除く。)」を「同児童館の休館日」に改める。

別表第三(一)中

料理室	
二十一人以上使用	二十人以下使用
二、六〇〇円	一、八五〇円
四、三五〇円	三、〇五〇円
三、二五〇円	二、二五〇円

を

展示室（集会使用）	料理室	
	二十一人以上使用	二十人以下使用
一、四五〇円	二、六〇〇円	一、八五〇円
一、九五〇円	四、三五〇円	三、〇五〇円
一、四五〇円	三、二五〇円	二、二五〇円

に改め、同

(一) 表(一)の付記中「場合」の下に「又は物品等を販売する場合」を加え、同表(一)の付記を同表の付記1とし、同表(一)に付記2として次のように加える。

2 杉並区立荻窪地域区民センターの展示室を展示使用する場合の使用料の額は、全日（午前九時から午後九時まで）三、一五〇円とする。

附 則

1 この条例は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第二(一)及び別表第三(一)に規定する荻窪地域区民センターの展示室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

荻窪地域区民センターの展示室の使用料を定める等の必要がある。